

前橋市監査委員公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、政策部の定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年11月26日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	中	里		武
同	笠	原		久

内 監

平成30年11月26日

前 橋 市 長 山 本 龍 様
前橋市議会議長 三 森 和 也 様

前橋市監査委員	福 田 清 和
同	田 村 盛 好
同	中 里 武
同	笠 原 久

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

定期監査結果報告書

1 監査対象部局 政策部

政策推進課、未来の芽創造課、交通政策課、市政発信課、情報政策課

2 監査期間

平成30年10月9日から同年11月26日まで

3 監査対象

平成30年度における財務に関する事務の執行。ただし、必要に応じて平成29年度も対象としました。

4 監査方法

歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取を行い、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点項目として定めました。

- (1) 補助金等交付事務について
- (2) 契約事務について
- (3) 財産管理事務について
- (4) 債権管理事務について
- (5) 現金取扱事務について
- (6) 雇用管理事務について
- (7) 管外出張事務について

5 所属別監査結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、一部に改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 政策部政策推進課

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(2) 政策部未来の芽創造課（要望事項1件）

ア ふるさと前橋応援事業について（要望事項）

ふるさと前橋応援事業実施要綱、特産品等提供事業者募集要領において、平成28年度以降見直しを行っておらず、寄附金の寄附者に贈呈するふるさと特産品等の価格設定など、実際の運用との齟齬が見られた。

同要綱等は贈呈品にかかる支出の根拠となることから、国の指導や実際の運用を踏まえながら、より適正な内容となるように見直しを行われたい。

(3) 政策部交通政策課

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(4) 政策部市政発信課（指摘事項 1 件）

ア 契約事務について（指摘事項）

第 100 回全国高等学校野球選手権記念大会応援広告朝日新聞掲載業務ほか複数の業務において、予定価格調書が封筒に入れて保管されておらず、秘密の保持が確保できているとは言い難い状況であった。

契約規則、契約事務取扱規程及び役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(5) 政策部情報政策課（指摘事項 1 件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 契約書の記載事項について

無停電電源装置保守業務ほか複数の業務委託契約書において、契約規則第 53 条で規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、委託業務が完了した旨の報告義務及び検査に関することを記載していなかった。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(イ) 業務（一部）完了報告書について

資産・配布管理システム保守業務ほか複数の業務委託契約において、一部完了報告書の提出を受けずに四半期毎に委託料の支払いを行っていた。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。